

議員提出第2号議案

蒲郡市議会政治倫理条例の制定について

蒲郡市議会政治倫理条例を、次のように制定するものとする。

令和7年3月21日提出

蒲郡市議会議員

竹 内 滋 泰

新 実 祥 悟

蒲郡市議会政治倫理条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市議会議員に対する市民の信頼を実現するため提案する。

蒲郡市議会議員政治倫理条例

蒲郡市の目指している市民に開かれた議会づくりは、市議会議員に対する市民の信頼によって実現するものである。

そのために、市議会議員は、自ら律する共通の政治倫理に基づき、公職にある者として高い倫理観及び良識並びに市民を代表する誇りを持ってその職責を担い、説明責任を果たしていくことが求められる。

よって、ここに市議会議員と市民の信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市政に対する市民の信頼に応えるため、蒲郡市議会の議員（以下「議員」という。）が、議員は市民の厳粛な信託を受けた者であることを認識し、並びに市民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努めるとともに、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、もって清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、その使命の達成に努めるものとする。

2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれ、政治的又は道義的な批判を受けたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするものとする。

3 議員は、この条例の趣旨を理解し、適切な運用に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者として自ら市政に参加し、公共の利益を実現する責任を担うとともに、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(宣誓書の提出)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓書を、その任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとする。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会の規範のほか、次に掲げる議員の政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表者として、また、公職にある者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- (2) 公職にある者としての発言又は情報発信（議会報告会、チラシ、ウェブサイト等をいう。）において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (3) 市又は市が出資その他財政支出等を行う法人が行う許可、認可、指定管理者の指定、請負その他の契約又は補助金等の交付決定に不正に関わらないこと。
- (4) 市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、不当な関与をしないこと。
- (5) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (6) その地位を利用して他人へのハラスメント行為、^{ひぼう}誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を^{ひぼう}誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (8) 市内に生活の本拠を構え、居住実態を有すること。

（兼業に関する遵守事項）

第6条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定に基づき、議員の兼業の禁止を遵守し、市民に対し疑惑を生じさせることがないように努めなければならない。

（市との請負契約等に関する遵守事項）

第7条 議員、その配偶者若しくは同居の親族が経営する法人又はこれらの者が事実上支配力を持つと思われる法人は、前条に規定する趣旨を遵守し、市との請負契約等の自粛に努めなければならない。ただし、災害等特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

（審査の請求）

第8条 有権者又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、議長に対し、疎明資料を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める連署をもって、その代表者から審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

(1) 有権者が審査請求をする場合 有権者 30 人以上の連署

(2) 議員が審査請求をする場合 議員 3 人以上の連署

2 審査請求は、当該審査請求に係る行為のあった日から 1 年以内に行わなければならない。

3 第 1 項第 1 号の規定による連署は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 92 条第 4 項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前 30 日以内に行われたものでなければならない。

4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行なわれた日の直近に行われた公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定による市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

5 第 1 項第 2 号の規定による連署は、2 以上の異なる会派（会派に属さない議員にあっては、1 人につき 1 会派とみなす。）に属する者により行われていなければならない。

6 第 1 項の審査請求の内容が議長に関するものであるときは、副議長に審査請求をすることができる。この場合において、次条から第 11 条までの規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。

（審査会の設置等）

第 9 条 議長は、前条の審査請求の要件を満たしていると認め、これを受理したときは、蒲郡市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員 7 人をもって組織し、議長が議員の中から公正を期して選定する。

3 審査会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置き、委員長が招集する。

4 委員の任期は、議長に対する当該事案の審査結果の報告が終了したときまでとする。

5 委員は、審査請求に係る事案の審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の審査）

第 10 条 審査会は、審査請求の適否及び政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、被請求議員その他の者に対し事情聴取等の必要な調査を行うことができる。
 - 3 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長が決するところとする。
 - 5 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、第三者の個人情報保護等のため出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。
 - 6 審査会は、前項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。この場合において、第5条から第7条までの規定に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があると認定した場合は、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって議長に勧告することができる。
 - 7 前項による措置は、次の各号のいずれかによる。
 - (1) 議長による口頭注意
 - (2) 文書による嚴重注意
 - (3) 議会における役職の辞任勧告
 - (4) 議員辞職勧告
 - (5) その他必要と認める措置
 - 8 審査会は、前項の措置に係る議決に当たっては、第4項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。
 - 9 議長は、第6項の規定による審査会の審査結果及び前項の規定による議会の議決結果を、尊重しなければならない。
 - 10 議長は、第7項第5号に該当する場合は、議会運営委員会に諮り、議会において、4分の3以上により議決する。
 - 11 議長は、審査請求代表者及び被請求議員に対して、審査又は議決の結果を文書で通知する。
 - 12 議長は、審査結果の概要について公表し、政治倫理基準違反がないと確認した場合は、対象議員の名誉回復に必要な措置を講じて議決しなければならない。
(議員の協力義務)
- 第11条 被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められた場合は、それに従うものとする。
- 2 被請求議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することができる。

- 3 被請求議員は、審査結果について、議長に弁明書を提出することができる。
- 4 前項の規定により弁明書が提出され、被請求議員が希望する場合、議会において弁明することができる。
- 5 議長は、前条第12項の規定による公表を、弁明書の全部又はその概要と併せて行うものとする。

(改正)

第12条 議会は、この条例について社会的倫理観等の変化により、改正の必要が生じた場合は、速やかに改正する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。